

ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム設置要綱

令和4年6月30日部長決裁

(目的)

第1条 千歳市は「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量を実質ゼロ)を目指すにあたり、千歳市再生可能エネルギー活用調査及び地方公共団体実行計画(区域施策編)に関する専門の事項を調査審議するため、千歳市環境審議会規則第7条第1項の規則に基づき「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、千歳市再生可能エネルギー活用調査及び地方公共団体実行計画(区域施策編)において、次に掲げる事項を検討し、今後の環境施策の推進に努めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー活用調査事項
- (2) 再生可能エネルギー導入目標の設定事項
- (3) 将来ビジョンに関する事項
- (4) 目標を達成するために必要な取組に関する事項
- (5) 脱炭素シナリオに関する事項
- (6) その他、必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、千歳市環境審議会規則第7条第3項の規則に基づき千歳市環境審議会会長が別表により指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 プロジェクトチームに会長、副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局をゼロカーボン推進課に置く。

- 2 事務局は、プロジェクトチームの庶務を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表

| 区 分 | | 委 員 |
|------|---------|---------------|
| 市民 | 町内会関係者 | 町内会連合会推薦 |
| | 消費生活 | 市民団体チトセコ推薦 |
| | 女性メンバー | 女性会議推薦 |
| | 大学生 | 科学技術大学推薦 |
| | 学生 | 千歳高校推薦 |
| 産業 | 商業関係者 | 商工会議所推薦 |
| | 農業関係者 | 道央農業協同組合推薦 |
| 重点対策 | 工業関係者 | 千歳工業クラブ推薦 |
| | 空港関係者 | 北海道エアポート（株）推薦 |
| | 国立公園関係者 | 支笏湖運営協議会推薦 |
| 専門 | 大学関係者 | 科学技術大学推薦 |